

1. 企業が尾牙(忘年会)の抽選に賞品を提供する場合、貨物販売として仮払営業税を控除することができるかということについて(財政部南区国税局-2013/12/20)
2. 2013年度の各類所得源泉徴収及び源泉徴収免除の申告期間は2014年1月1日から2月5日まで(財政部南区国税局-2013/12/17)
3. 営利事業者が代理店または顧客を旅行に招待し、その費用を計上する場合の新規定について(財政部南区国税局-2013/12/17)
4. 「中華民国境内に居住の個人」の認定に関するキーポイント(財政部南区国税局-2013/12/13)
5. 輸出により取得した外貨収入により特別交際費が計上できる(財政部南区国税局-2013/12/09)

公表元	財政部南区国税局
テーマ	企業が尾牙(忘年会)の抽選に賞品を提供する場合、貨物販売として仮払営業税を控除することができるかということについて
公表内容	<p>企業は従業員の一年間の労をねぎらうため、乗用車から家電、パソコン関連製品、商品券、旅行の宿泊券まで様々な賞品を準備して尾牙の抽選に提供しますが、南区国税局は関連する税規定について特別に注意喚起している。</p> <p>当局によると、営業人が従業員の賞与、交際費または贈答のために購入した貨物について、それぞれ関連する勘定科目に記帳した上で、その仮払営業税について仕入税額控除を申告しなければ、貨物販売の統一発票を発行しなくてもよいことになり、手続きが簡略化できる。</p> <p>これに対して、営業人が自製、輸入、購買した貨物について、もし仕入または関連する費用科目に記帳し、その仮払営業税を仕入税額控除する申告をしたとすると、当該貨物を従業員の賞与、交際費または贈与費用に振替える時に、営業税法に基づき、売上とみなして時価で三連式の統一発票を発行することになる。また、その統一発票の扣抵聯(仕入税額控除に使う票)は仕入税額控除に使うことができないので、営業人が上記の統一発票を発行した後に、当該統一発票の角を切り落とす、または「破棄」のスタンプを押すといった手続が必要となる。</p> <p>当局は、もし営業人が上記のように売上と見なされ統一発票を発行しなければならぬ状況がある場合、罰則回避のため、その統一発票の扣抵聯を仕入税額控除の申告に使用しないよう特別に呼びかけている。</p>
公表日	2013/12/20

公表元	財政部南区国税局
テーマ	2013年度の各類所得源泉徴収及び源泉徴収免除の申告期間は2014年1月1日から2月5日まで
公表内容	<p>南区国税局によると、2013年度の源泉徴収及び源泉徴収免除票、信託財産の各類所得票及び利益配当票の申告期間は2014年1月1日から始まるが、2014年1月31日から2月4日までは春節の休暇となっているため、当年度の申告期限は2014年2月5日まで延長される。</p> <p>国税局はさらに、所得票の申告はインターネット、電子媒体または手作業による方法が可能だが、インターネットでの申告は勤務時間の制約を受けず、申告期間に渡り均しくアップロードでき、時間の節約や移動の苦労をなくすることができるので、インターネットでの申告を利用するよう呼びかけている。もし不明な点がある場合には、勤務時間内に国税局及び各分局を訪れる、または無料電話(0800-000-321)に質問することができる。もしインターネットでの申告ソフトの操作について問題がある場合は、電話(0800-086-188)または e-mail (itaximx@mail.tradevan.com.tw)により、關貿網路股份有限公司に質問することができる。</p> <p>国税局は、源泉徴収義務人に対し、申告期限前最後の数日間はアクセスが集中しつながりにくくなるため、早めにインターネットでの申告を利用するよう注意喚起している。また、申告期間中に申告した資料の誤りを発見した場合、インターネットだと修正することができる。但し、毎回の修正申告では前回の資料が完全に差し替わることになるため、源泉徴収義務人は修正申告する際、一式の最新資料をすべて揃えて再度アップロードし、申告が成功した旨のメッセージを取得してはじめて修正手続が完了したものとすべきということに特別に注意が必要である。</p>
公表日	2013/12/17

公表元	財政部南区国税局
テーマ	営利事業者が代理店または顧客を旅行に招待し、その費用を計上する場合の新規定について
公表内容	<p>今年も年末になり、会社が今年一年間の帳簿・証憑を整理する時期となる。南区国税局は、2013年度の新たな課税規定に特別に注意するよう喚起している。例えば、営利事業者が代理店または顧客を旅行に招待する場合の費用について、これまでは「交際費」に計上していたが、2013年1月1日からは、営利事業者と代理店または顧客との契約により、一定の販売数量または金額の達成をもって旅行に招待する場合、当該費用は「その他費用」に計上する必要がある。</p>

	<p>当局の説明によると、営利事業者が代理店または業務上関係する顧客を海外観光旅行に招待する費用は、従来財政部 1980 年 4 月 19 日台財税字第 33171 号の解釈例に基づいて「交際費」として計上していた。しかし、営利事業者と代理店または顧客との契約により、一定の販売数量または金額の達成をもって旅行に招待する場合、当該費用の性質が販売奨励金としての販売促進費用に類似しているため、「交際費」とするのは不適當である。そこで、財政部は 2012 年 10 月末に解釈例を公布し、2013 年 1 月 1 日から上記のような旅行費用は「その他費用」として計上すべきこととなり、所得税法第 89 条第 3 項により主管機関へ申告、源泉徴収免除票を発行し、納税義務人に交付する必要がある。</p> <p>国税局は納税義務人に対し、2013 年度の新規定に注意し、申告の誤りまたは未申告による罰則を避けるため、再度注意を喚起している。</p>
公表日	2013/12/17

公表元	財政部南区国税局
テーマ	「中華民國境内に居住の個人」の認定に関するキーポイント
公表内容	<p>大部分の会社が給与、賃借料、利息、手数料等を支払う際に、規定の税率に基づき源泉税を控除することに注意している。またそれと同時に、所得人が「中華民國境内に居住の個人」に該当するか否かにより適用税率が異なることに注意している。例えば、賃借料を「中華民國境内に居住の個人」に支払う場合の源泉税率は 10%なのに対し、「非中華民國境内に居住の個人」の場合は 20%である。</p> <p>ここで、所得人が「中華民國境内に居住の個人」であるか「非中華民國境内に居住の個人」であるかという問題は、源泉徴収する会社にとって常に頭の痛い問題である。南区国税局には時々このような質問の電話があり、先日はとある台南の経理担当者李さんからの質問で、その会社の事務所の所有主(大家)は長年海外に居住しているものの台湾に戸籍があり、毎年末に 15 日ほど台湾に帰国しているが、会社が所有主に賃借料を支払う時にどのように源泉徴収するかというものがあつた。</p> <p>南区国税局によると、所得税法第 7 条第 2 項により、「中華民國境内に居住の個人」とは次の二つを指す：</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、中華民國境内に住所を有し、中華民國境内に常に居住している者

二、中華民国境内に住所がなく、一課税年度内の中華民国境内の居住日数が合計 183 日以上の方

実務では、上記第1項の「常に居住している」の判断について、いつも争議が生じるので、財政部が特別に2012年9月にその認定原則を公布し、2013年1月1日から施行している。その認定原則では、個人が一課税年度内において中華民国境内に戸籍があり、且つ以下のいずれか1つの状況がある場合、「常に居住している」とされる:

- 一、一課税年度内において中華民国境内の居住日数の合計が31日以上
- 二、一課税年度内において中華民国境内の居住日数の合計が1日以上31日未満で、その生活及び経済の重心が中華民国境内にある

二つ目の「生活及び経済の重心」が中華民国境内にあるか否かについては、個人の家庭と社会との関係、政治文化及びその他の活動参加状況、職業、営業所在地及び管理財産の所在地などの要素を考慮し、以下の原則により総合的に認定する:

- 一、全民健康保険、労工保険、国民年金保険または農民健康保険等の社会保障を享受している
- 二、配偶者または未成年の子女が中華民国境内に居住している
- 三、中華民国境内での事業経営、業務執行、財産管理、受嘱役務提供または取締役・監査役・経理人を担任している。
- 四、その他、生活及び経済の重心が中華民国境内にあることを証明できる生活状況や経済利益

当局によると、先の李さんの質問では、会社の所有主が海外に長期居住し、台湾に戸籍があるといえども、一課税年度内の中華民国境内の居住日数は15日で31日未満ため、上記の認定規定より判断することになる。仮に所有主の生活及び経済の重心が中華民国境内にない場合、「非中華民国境内に居住の個人」に該当することになり、賃借料の支払時に20%の源泉税額を控除し、控除した日から10日以内に納付するとともに、源泉徴収票を作成し主管機関に申告の上、源泉徴収票を所有主に交付する。

国税局は、源泉徴収義務人が源泉徴収の過少及び申告期限超過により罰則を受けることを避けるため、非居住者への所得を支払う時には上記の認定原則に注意すべきと特別に呼びかけている。

公表日

2013/12/13

公表元	財政部南区国税局
テーマ	輸出により取得した外貨収入により特別交際費が計上できる
公表内容	<p>近ごろ台湾の経済が低迷し、国際競争力が低下しているため、この状況を打破するため、輸出を強化するのは我が国の経済成長のための原動力であることを考えると、輸出業務には特別の交際費計上が認められるかが問題となる。</p> <p>財政部南区国税局によると、所得税法第 37 条では、営利事業者が業務上必要とする交際費について、確実に証憑を取得している場合は費用として計上することができる。但し、濫用を防止するため、費用計上の限度額を設けてその範囲内で交際費を計上することができる。</p> <p>交際費の限度額は原則仕入額及び売上額の段階累積比率により計算するが、輸出を奨励するため輸出を行う営利事業者に対しては、他に輸出の特別交際費を追加計上することが認められている。</p> <p>当局はさらに説明し、営利事業者が輸出業務により外貨収入がある場合、仕入額及び売上額による限度範囲内で交際費を計上するほか、当年度の輸出による外貨収入総額の 2% を限度として特別交際費を計上することができる。</p> <p>当局がある会社の営利事業所得税の申告を調査する際、交際費の限度額に輸出の特別交際費が含まれていたが、調査した結果、当該会社の輸出業務は国内課税区から加工区への通関手続を含んでおり、そこでは外貨収入が得られていなかった。国税局は交際費の限度額を再計算し、超過部分の税額と利息を追徴した。</p> <p>当局は、営利事業者が三角貿易による輸出業務に従事し、仕入・売上とも中華民国境外で行い、我が国で通関手続を行っていないにもかかわらず、税法規定では「輸出業務」に該当し、外貨収入を取得していれば輸出の特別交際費を計上することができるので、これを特別に注意喚起している。</p>
公表日	2013/12/09

EY 安永

Assurance アシュアランス | Tax 税務 | Transactions トランザクション | Advisory アドバイザリー

EY について

EY は、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、www.ey.com をご覧ください。

© 2013 Ernst & Young, Taiwan

All Rights Reserved.

APAC no. 14001102

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.ey.com/taiwan